

答 申 第 3 号
平成18年10月 5日

奈良県知事 柿 本 善 也 様

奈良県個人情報保護審議会
会 長 南 川 諦 弘

個人情報保護制度の改善について（答申）

平成15年11月26日付け総務第502号で諮問のあった「個人情報保護制度の改善について」のうち、県が設立する地方独立行政法人に係る個人情報の保護について、平成19年度に当該法人の設立が予定されることから、別紙のとおり答申します。

(別紙)

県が設立する地方独立行政法人に係る個人情報の保護

県が設立する地方独立行政法人に係る個人情報の保護について、現行の実施機関と同様の規律に服することとすることが適当である。

【説明】

県が設立する地方独立行政法人が保有する個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律第11条第2項において、「地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。」と定め、設立者としての県の責務を明記している。

また、地方独立行政法人は、地方独立行政法人法において、「住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人」とされており、県とは法人格を異にするものの、地方公共団体だけが設立することができる法人であり、県行政の一端を担うものであると考えられる。

これらのことから、県が設立する地方独立行政法人については、現行の実施機関と同様の規律に服することとすることが適当である。